

可見市における個人情報保護制度の見直し(案)について【概要版】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。これにより、これまで地方公共団体が各団体の条例で規律してきた個人情報の保護は、令和5年4月以降、法による全国共通ルールに変わります。

そこで、可見市では、個人情報保護制度の改正を踏まえ、本市の条例に規定すべき内容などについて、可見市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴き、基本的な考え方をまとめましたので、広く市民の皆さんからのご意見を募集します。

1 制度見直しに伴う可見市の対応

- (1) 現行の可見市個人情報保護条例（以下「現条例」といいます。）を廃止します。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）の施行に関し必要な事項を規定する（仮称）可見市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」といいます。）を制定します。
- (3) 議会を対象とした（仮称）可見市議会個人情報保護条例（以下「議会条例」といいます。）を制定します。
- (4) 新条例及び議会条例の制定に伴い、関連する条例の一部を改正します。

2 新条例に定める必要がある事項

- (1) 開示請求の手数料
 - 現条例と同内容を規定します。
手数料⇒無料
写しの交付を受ける場合⇒可見市手数料徴収条例に定める手数料の額＋郵送料
- (2) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料
 - 当分の間、規定しません。行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施準備が整い次第、条例で手数料の額を規定することになります。

3 新条例に定めることが許容されている事項①

- (1) 個人情報ファイル簿
 - 法の作成基準未満である対象者1,000人未満であっても個人情報ファイル簿に相当する帳簿を作成することとし、これについて規定します。
- (2) 不開示情報の追加
 - 可見市情報公開条例との整合確保のため、不開示情報の追加を規定します。
- (3) 開示決定等の期限
 - 現条例の規定に合わせ、14日以内とするよう規定します。
- (4) 審議会への諮問
 - 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの諮問先を、情報公開・個人情報保護審査会とするよう規定します。

3 新条例に定めることが許容されている事項②

次の事項については、条例に定めることが許容されていますが、現条例の規定が法の範囲内であるため、新条例に規定しません。

- ・要配慮個人情報の追加
- ・開示情報の追加

4 その他、新条例で規定する事項

次の事項について、現条例の運用を引き継ぐこととし、新条例に規定します。

(1) 市長の調整機能

○市長が他の機関に対し、個人情報の保護に関し報告を求め、又は助言をすることができる旨を規定します。

(2) 運用状況の公表

○毎年度、個人情報保護制度の運用状況をとりまとめ、公表する旨を規定します。

5 議会条例

議会は法の対象となる地方公共団体の機関から除かれ、また現条例を廃止するため現条例による規律もなくなりますが、引き続き、共通ルールに沿った自律的な措置が望まれるものとされています。よって、可児市議会では、個人情報の適切な取扱いを確保するため、法及び新条例の内容に即した（仮称）可児市議会個人情報保護条例を制定します。

《議会条例の主な規定内容》

- ・個人情報等の取扱い、議会の責務について
- ・議会が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止、審査請求手続き等について
- ・罰則について

6 今後のスケジュール(予定)

令和4年9月28日～10月17日	パブリックコメントの実施
10月下旬	パブリックコメントの意見集約、実施結果の公表
12月	可児市議会に条例案を上程
令和5年4月1日	条例施行

〈意見の提出について〉

【提出方法】 任意様式に、①意見、②住所、③氏名、④連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入し、郵送、FAX、電子メールまたは総務課に直接持参のいずれかの方法で提出してください。

【提出先】 可児市総務部総務課（〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地）
TEL：0574-62-1111 FAX：0574-63-4406

※いただいた個人に関する情報は、この募集以外の目的に利用したり、第三者に提供することはありません。